

議員提出議案第4号

武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年9月 日

提 出 者

25番 川 名 ゆうじ

6 番 宮 代 一 利

5 番 東 山 あきお

11番 落 合 勝 利

12番 菅 源太郎

18番 与 座 武

19番 橋 本 しげき

22番 山 本 ひとみ

武蔵野市議会議長 木崎 剛 殿

武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

武蔵野市議会会議規則（昭和26年8月武蔵野市議会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(一般質問) 第59条 (略) 2 <u>質問しようとする者は、その要旨を会議4日（武蔵野市の休日に関する条例（平成元年3月武蔵野市条例第16号）に定める武蔵野市の休日を除く。）前までに議長に通告しなければならない。</u> 3 (略)	(一般質問) 第59条 (略) 2 <u>質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</u> 3 (略)	項の改正

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般質問の通告の締切日を変更することに伴い、所要の改正をするものである。